

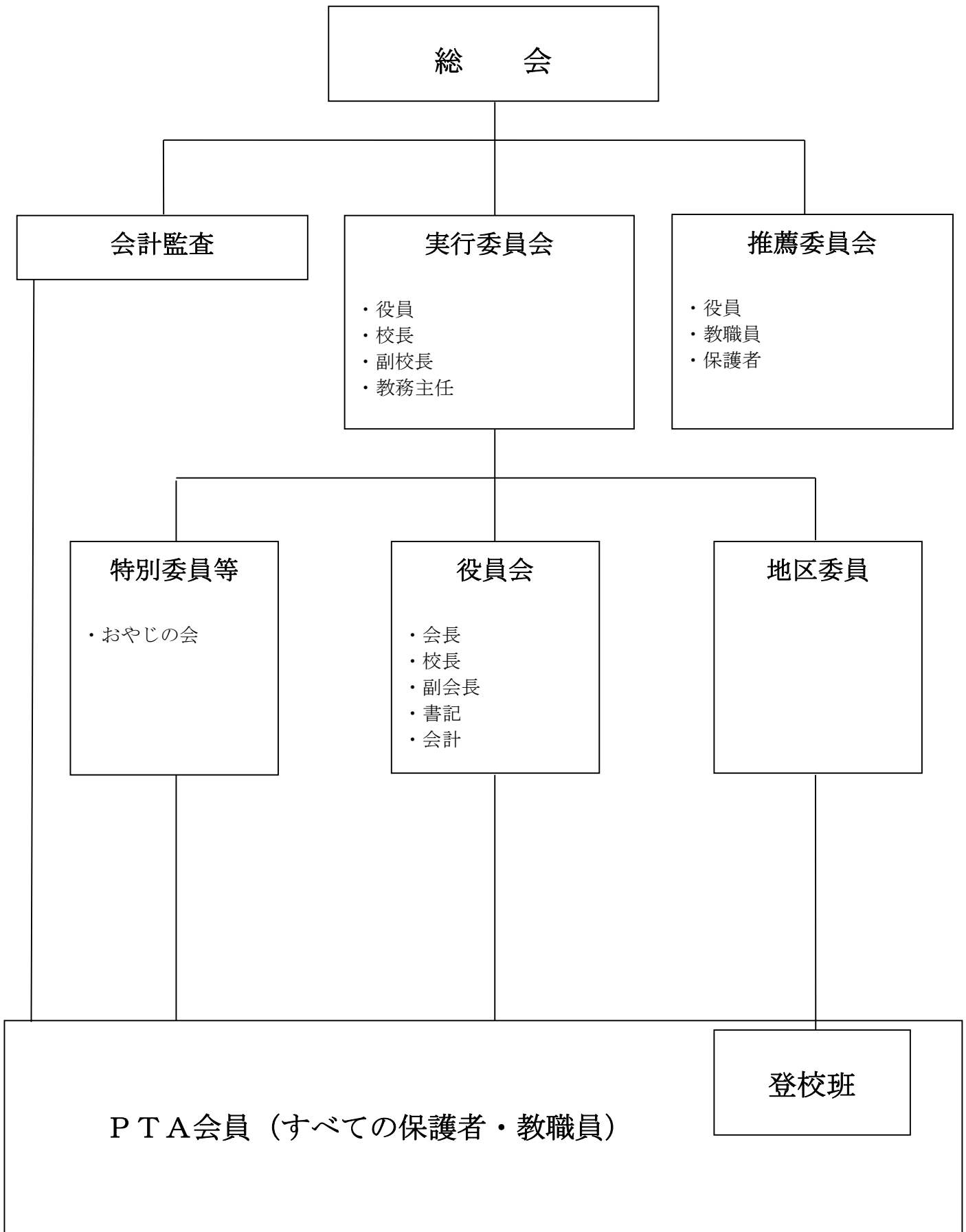
保存版（2022年度～）

P T A 規約



横浜市立寺尾小学校

寺尾小学校PTA組織図



第1章 名称と設立年月日

- 第1条 この会は「横浜市立寺尾小学校PTA」といいます。
- (1) この会の所在地を横浜市立寺尾小学校「横浜市鶴見区東寺尾5丁目19-1」内におきます。
 - (2) この会の設立年月日は1955年4月1日とします。

第2章 目的

- 第2条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭、学校及び地域社会における児童のしあわせと、人間性豊かな成長を図ることを目的とします。

第3章 方針と活動

- 第3条 この会は前条の目的をとげるために、次の方針にしたがって活動します。
- (1) 教育を本旨とする民主団体として、他の団体の支配、統制、干渉をうけることなく、民主教育を育てるための活動をおしすすめます。
 - (2) 家庭と学校とが緊密な連絡をとって、児童の生活指導をします。
 - (3) 会員は、児童の心身の健全な発達をはかるために、地域の人々とたがいに協力して環境をよくします。
 - (4) 公教育費の充実と教育施設の整備に協力します。
 - (5) 児童の教育、福祉のために活動する他の社会団体や機関に協力します。

第4章 会員

- 第4条 この会の会員は寺尾小学校に在籍する児童の保護者、寺尾小学校に勤務する教職員をもって構成します。
- 第5条 会員は、すべて会費をおさめます。
- 第6条 会員は、すべて平等の権利と義務をもちます。

第5章 会計

- 第7条 この会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他でまかなく、
- 第8条 会費は、1世帯月額300円とし、児童1人に対して100円とします。
(1人の場合は400円です。)会費は指定金融機関より自動引き落としとします。
- 第9条 会費の変更は、総会の承認を得て決定します。
- 第10条 この会の会計は、総会で議決された予算に従って行われます。
- 第11条 この会の決算は会計監査を経て総会の承認を得ます。
- 第12条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役員

- 第13条 この会の役員は、つぎのとおりです。
- ◎ 会長 1名(保護者)
 - ◎ 副会長 2名(保護者)
 - ◎ 書記 3名(保護者2名、教職員1名)
 - ◎ 会計 2名(保護者1名、教職員1名)
- 第14条 同一役員任期は1年とします。但し、1年間だけは、再任できます。
- 第15条 会長の仕事は次のとおりです。
- (1) この会を代表して会の円滑な運営をはかります。

- (2) 総会・役員会・実行委員会を招集します。
- (3) 各地区より選ばれた委員を委嘱します。
- 第16条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その仕事を代行します。
- 第17条 書記の仕事はつぎのとおりです。
 - (1) 総会や実行委員会の会合の通知をし、議事を記録します。
 - (2) この会の行事や活動を記録します。
 - (3) 記録・通信・その他の書類を保管します。
- 第18条 会計の仕事はつぎのとおりです。
 - (1) 収支予算の立案およびいっさいの会計事務を処理し、この会の財産を管理します。
 - (2) 翌年度5月総会で、会計監査を受けた決算報告をします。

第7章 会計監査

- 第19条 この会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおきます。
- 第20条 会計監査委員は随時会計監査を行います。また、その年度の会計を監査してその結果を翌年5月総会で報告します。
- 第21条 会計監査委員の任期は1年とします。但し、引き続き1年間だけは再任できます。

第8章 役員・会計監査委員の選出

- 第22条 役員・会計監査委員の選出と就任はつぎのとおり行われます。
 - (1) 役員・会計監査委員を推薦するため、若干名からなる推薦委員会をおきます。
 - (2) 推薦委員会は、役員・会計監査委員の候補者をそれぞれ推薦して、総会の10日前までに候補者の氏名を全会員に知らせます。
 - (3) 役員と会計監査は、2月総会で選出され、4月1日に就任します。
 - (4) 役員と会計監査員に欠員ができたときの補充は、役員会で推薦し、実行委員会で承認を得ることとします。但し、会長に限り副会長が昇格します。
(任期については前任者の残任期間とします。)

第9章 総 会

- 第23条 総会は全会員で構成され、この会の最高決議機関となります。
- 第24条 毎年開く定期総会は、次の通りです。
 - ・5月総会、会計監査を経た前年度決算報告の承認。会員の異動報告。新年度の計画と収支予算の審議、決定。
 - ・2月総会、翌年度役員と会計監査委員の選出。
 - ・実行委員会が必要と認めた場合は、書面表決もしくはWeb、メール表決にて総会を行うことができます。
- 第25条 実行委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集します。
- 第26条 総会の定員は、会員の5分の1以上とし委任状を認めます。議決は出席者の過半数の同意を必要とします。但し、提出がない場合や白票は同意とみなします。

第10章 実行委員会

- 第27条 実行委員会は、役員・校長・副校長(会計)・教職員(書記)で構成されます。
- 第28条 実行委員会の仕事は次の通りです。
 - (1) 関係組織と連携して計画実行の推進をはかります。
 - (2) 広報誌を発行します。
 - (3) 会員から寄せられた問題を検討し処理します。

- 第29条 実行委員会は原則毎月1回開催します。会長または実行委員の半数以上が必要と認めるとき臨時に開催します。
- 第30条 実行委員会は、実行委員の半数以上の出席で成立し、その出席者の過半数で議決します。
- 第31条 実行委員会は、非常事態に対応するための決定権を行使します。

第11章 地区委員

- 第32条 仕事は次の通りです。
- (1) 学校の協力を得て校外での児童の安全をはかり、健全な活動ができるようにします。
 - (2) 副校長が地区長会を開くことができます。
 - (3) 副校長が登校班児童名簿を管理します。
 - (4) 各地区の子ども会などの諸団体と協力します。

第12章 特別委員会他

- 第33条 実行委員会が必要と認めるとき、総会の承認を得て設置することができます。
- 第34条 「おやじの会」を下記の目的として結成します。
- ◎子どもたちの健全な育成を目指し、お父さん方の親睦・交流を深め、学校教育の充実と発展をサポートしていきます。

第13章 個人情報の保護

- 第35条 この会がPTA活動を進めるために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用します。

細 則

- 第36条 この会の運営に必要な細則は、この規約に違反しない限り実行委員会の議決で定めることができます。細則を制定または改廃したときは、次の総会に報告しなければなりません。

第14章 改 正

- 第37条 規約の改正は、総会で、出席者の3分の2以上の賛成がなければできません。また、改正案は、総会の1週間前に、全会員に知らせなければなりません。

第15章 付 則

- 第38条 この改正規約は、平成 2年4月1日より施行します。
- 第39条 この改正規約は、平成 3年4月1日より施行します。
- 第40条 この改正規約は、平成12年4月1日より施行します。
- 第41条 この改正規約は、平成13年5月7日より施行します。
- 第42条 この改正規約は、平成17年4月1日より施行します。
- 第43条 この改正規約は、平成19年4月1日より施行します。
- 第44条 この改正規約は、平成25年4月1日より施行します。
- 第45条 この改正規約は、平成30年2月23日より施行します。
- 第46条 この改正規約は、2020年6月29日より施行します。
- 第47条 この改正規約は、2021年3月 3日より施行します。
- 第48条 この改正規約は、2022年6月 1日より施行します。

細 則

第1章 地区委員の組織と運営

- 第1条 地区とは、東寺尾第2・東寺尾第3・池谷戸岸谷第3・南部明朗1・南部明朗2・荒立・西部の7地区をいいます。

- 第2条 各地区はそれぞれの実状に応じて班をつくり、班長を互選します。原則として4世帯以上、児童14名以下で1班とします。
- 第3条 前年度の地区長が世話人となって、地区委員をその年度の家庭数に応じて2名～6名選出します。
- 第4条 各地区は地区委員と班長とで班長会をもちます。
- 第5条 各地区は地区長1名(それぞれの地区の実状に応じて副地区長)を地区委員から選出します。
- 第6条 班長は班長会における情報を班内の会員に伝え、情報交換します。

第2章 推薦委員会の構成

- 第7条 推薦委員会は、役員、教職員、保護者で構成されます。

第3章 特別委員会の構成

- 第8条 委員長は役員会で推薦し、実行委員会の承認を得ます。
- 第9条 委員は公募及び実行委員の推薦により選出されます。

第4章 慶 弔

- 第10条 会員の慶弔に際し、第11条に定めるところにより、慶弔の意を表します。
- 第11条 対象となる慶弔は、次の通りとします。
- | | | |
|-----------------|----------|-------------|
| (1) 児童ならびに会員の場合 | ・在籍児童の死亡 | 香典10000円と花輪 |
| | ・会員の死亡 | 香典 5000円と花輪 |
- (2) 特別な場合は、役員会で協議をします。

第5章 改 正

- 第12条 この細則は、実行委員会で3分の2以上の賛成がなければ改正できません。

第6章 付 則

- 第13条 この改正細則は、平成15年4月1日より施行します。
- 第14条 この改正細則は、平成17年4月1日より施行します。
- 第15条 この改正細則は、平成30年2月23日より施行します。
- 第16条 この改正細則は、2020年6月29日より施行します。
- 第17条 この改正細則は、2021年3月 3日より施行します。